



御 監 第 37 号
令和 4 年 6 月 27 日

御 前 崎 市 長 柳 澤 重 夫 様

御前崎市監査委員 加 藤 英 男
御前崎市監査委員 河 原 崎 恵 士

財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

令和 4 年度

財政援助団体等監査結果報告書

(財政援助団体監査)

御前崎市監査委員

令和4年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種別

財政援助団体監査

2 監査の対象

御前崎市土地改良事業協議会、池新田第二土地改良区及び所管課(農林水産課)

3 監査の範囲

令和3年度の財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、御前崎市土地改良事業協議会、池新田第二土地改良区及び所管課(農林水産課)より提出された監査資料や関係書類等に基づき、補助金交付手続き、会計経理及び補助対象事業等の執行状況について、それぞれの責任者及び担当者から説明を求め監査を実施した。

5 監査の期日

令和4年6月7日(火)

6 監査の結果

(1) 御前崎市土地改良事業協議会、池新田第二土地改良区の概要

① 事務所の所在地

御前崎市役所農林水産課 御前崎市池新田 5585 番地

② 組織(令和4年4月1日現在)

・御前崎市土地改良事業協議会の役員は、会長1名、副会長2名、監事3名の合計6名である。会員は31名在籍している。

事務局は、局長1名、係長1名、事務員2名の合計4名である。

・池新田第二土地改良区の役員は、理事長1名、理事11名、総代30名、監事2名の合計44名である。会員は189名が在籍している。

事務局は1名である。

所管課は両団体とも、農林水産課である。

(2) 補助金の交付状況

令和3年度御前崎市土地改良事業協議会補助金は、総額3,500,000円が交付決定され、一般会計6款(農林水産業費)2項(農地費)2目(土地改良事業費)18節(負担金補助及び交付金)より2回に分けて交付されている。

令和3年度池新田第二土地改良区補助金は、総額1,795,000円が交付決定され、一般

会計 6 款(農林水産業費)2 項(農地費)1 目(農業用水路費)18 節(負担金補助及び交付金)より 4 回に分けて交付されている。

これらの補助金は、土地改良事業協議会は主に、事務員の人件費やシステム保守費に活用され、池新田第二土地改良区は主に、事務費や農業用水揚水施設の電気料、維持修繕のために活用されている。

(3)経理事務について

市からの補助金は確実に収納され、事業に係る経費はその目的に従って行われており、おむね適正に処理されていた。

(4)総括

監査の結果、監査対象の補助金は、補助目的に沿って使われ、一定の効果を上げている。ただし、所管課及び監査対象団体の事務に関し、一部改善を要する項目が認められ、別記のとおり監査意見を付すものである。

7 意見

土地改良区の事業は、農業農村の基盤整備の推進及び農業近代化による生産性の向上や農業総生産の増大など、農業経営の向上を目的としています。市からの交付金は、これらの事業実施に係る運営経費に対し交付され、土地改良区の安定的な運営及び幹線水路の適正な維持管理を図るための事業に活用されています。

【御前崎市土地改良事業協議会】

徴収システムの保守点検経費が増加しているとのことですが、歳出合計額の 10.7%を超える当該経費については少し高額であると考えられますので、金額の妥当性を検証するなど、経費の削減に努めてください。

【池新田第二土地改良区】

昭和 57 年 6 月 30 日締結の覚書の内容に不備が見受けられますので、早急に変更箇所を修正して覚書を締結し直すようお願いします。

【所管課】

農業を取り巻く環境は、高齢化や後継者・担い手が不足することにより耕作放棄地の増大が危惧される状況にあり、賦課金の減少も団体運営に大きな影響が起こるなど、様々な課題が生じることが考えられます。今後も補助金・交付金については、その内容及び効果を十分に検討されるとともに、計画的かつ適切な指導・監督を実施し、補助金制度の適正な運用に努めてください。